

補助金の交付状況に係る調書【令和2年度交付分】

補助金の名称		犬山市単位老人クラブ助成金		市の担当部課	健康福祉部高齢者支援課	
				問い合わせ先	0568-44-0325	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山市老人クラブ連合会加盟の単位老人クラブ(47クラブ)		代表者名	下津 秋久 ほか	
関係規定	法令	老人福祉法第13条 地方自治法第232条の2		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市老人クラブ助成金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	昭和38年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		老人福祉法の規定により、老人クラブ活動に適当な援助を行うため。				
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		老人クラブの活動は地域貢献等による高齢者の社会参加意識の高揚と生きがい、健康づくり及び介護予防施策として有効なものであり、各単位老人クラブの活性化を図ることで当団体の育成支援に資する目的で補助を行う。				
補助金の額 ()は一般財源の額		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度予算	
		2,508,000 円	2,292,000 円	2,232,000 円	2,256,000 円	
		(1,136,000 円)	(1,186,000 円)	(1,228,000 円)	(1,078,400 円)	
市の補助金を使って 実施した事業の内容		公園の清掃等地域社会での奉仕活動、教養講座の開催、スポーツ活動、世代間交流、町内行事の分担等地域との交流。				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		6,576,920 円		
		うち補助事業全体の経費		2,984,390 円		
		うち補助対象経費		2,984,390 円		
		補助対象経費の内訳		事業費	2,984,390 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		(会員数により月額補助4,000円または3,000円)4,000円×45クラブ×活動月12+3,000円×2クラブ×活動月12=2,232,000円		
		補助限度額		前年度協議に基づく予算の範囲内。		
		精算の有無 (変更交付)	無	その理由	単位クラブ数の増減がなかったため	
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		単位老人クラブがそれぞれの地域で奉仕活動等を実施することで、高齢者相互の仲間づくりや生きがいづくりにより老人福祉の増進がなされた。				
その他参考事項		補助事業経費の一部について県補助金を充当。				
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		5,949,082 円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		5,949,082 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			有	

※令和2年度の実績に基づき作成しています。